

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度真岡市一般会計補正予算（第 2 号）を、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 1 日

真岡市長 石 坂 真 一

記

令和 7 年度真岡市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 8 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8, 8 6 3, 0 2 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歲入

款		項	
19 綠	入 金		
		2 基	金 綠 入 金
歲 入		合 計	

(単位：千円)

[illegible]

1 総括
歳入

(単位：千円)

[illegible][illegible]

歳 出

[illegible]

- 8 -

(単位：千円)

[illegible]

- 9 -

2 歳 入

19 繰入金
(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰入金	3,994,864	1,980	3,996,844
	2	基金繰入金	3,992,369	1,980	3,994,349
		4 財政調整基金繰入金	1,541,727	1,980	1,543,707

節		説明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	1,980	

[illegible]

節		説 明
区 分	金 額	
14 工 事 請 負 費	1,980	施設管理費 1,980